こども家庭センターの設置に向けて

ここの外庭にファーの設置に

<u>1 こども家庭センターとは</u>

児童福祉法等の一部改正(令和6年4月1日施行)

全ての妊産婦・子育て世帯を対象に、児童福祉と母子保健**の一体的支援** を行う機能を有する機関として「こども家庭センター」の設置が努力義務化された。

2 こども家庭センター設置の必須要件

- ✓ 母子保健機能及び児童福祉機能双方の機能の一体的な運営を行う
- ✓ 組織全体のマネージメントを行う責任者(センター長)をセンター1か所あたり1名配置
- ✓ 双方の業務について十分な知識を有し俯瞰して判断することの出来る統括支援員をセンター1か所あたり1名配置
- ✓ 児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条に規定する業務を行う
- ✓ 施設の名称はセンター又はこれに類する自治体独自の統一的名称を称する

3 こども家庭センターの業務概要

地域のすべての妊産婦・ 子育て家庭への支援

- 地域の実情把握
- 母子保健、児童福祉に係る情報提供
- 相談等への対応、必要な 連絡調整
- 健診等の母子保健事業等

支援が必要な妊産婦・子育て家庭への支援

- 相談、通告の受付
- 支援対象者との関係構築
- 合同ケース会議の開催
- サポートプランの策定、 評価、更新、プランに基づく支援

地域における体制づくり

母子保健

機能

- 地域全体のニーズ、地域
- 資源の把握 新たか担い手の名
- 新たな担い手の発掘、育成、
- 地域資源の開拓
- 関係機関間の連携強化

併せて行うことが 望ましい業務

- 要保護児童対策地域協議会 の調整機関としての業務
- 地域子育て相談機関の整備に 係る業務
- 家庭支援事業の利用勧奨、措 置に係る業務
- ・ 在宅支援措置の受託に係る業 ※

センター長 ※資格要件あり 指揮・命令
統括支援員※
児童福祉
機能

資料4

4 これまでの経過

令和4年9月16日	政策会議	保健福祉センターの圏域に合わせた、地域子ども家庭支援センターの再 編について決定
令和4年11月25日	政策会議	子ども家庭支援センターの統括部門は保健所へ、地域子ども家庭支援センターは保健福祉センター内へ移転の方向で調整について決定
令和5年7月21日	政策会議	保健福祉センターと子ども家庭支援センターとの一体的な支援体制の構築を推進するとともに、母子保健に係る政策立案機能の強化を図るため、母子保健の統括機能を保健所施設内へ移転することについて決定
令和6年1月17日	先進自治体 視察	本市と同等の人口規模及び出生数の中核市である大阪府豊中市を視察 ※ 令和5年(2024年)4月 全国に先駆けてこども家庭センターを設置
令和6年4月	検討会設置	こども家庭センターのあり方等に係る検討会開催

5 設置による効果

- ✓ 母子保健と児童福祉の一体的支援による予防的な対応の強化
- ✓ 多職種のアセスメントにより潜在的なニーズに応じた早期からの支援を提供
- ✓ 切れ目のない情報共有・支援